

第二種船橋航海当直警報装置(内航船用) 型式承認取得品



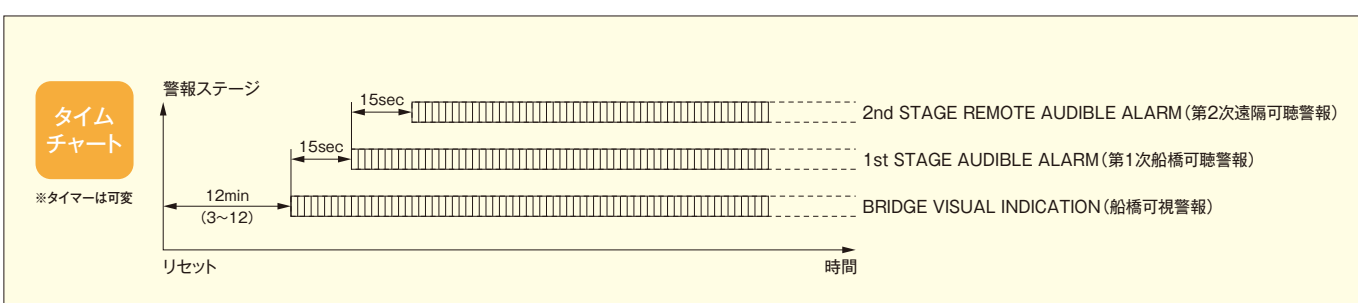
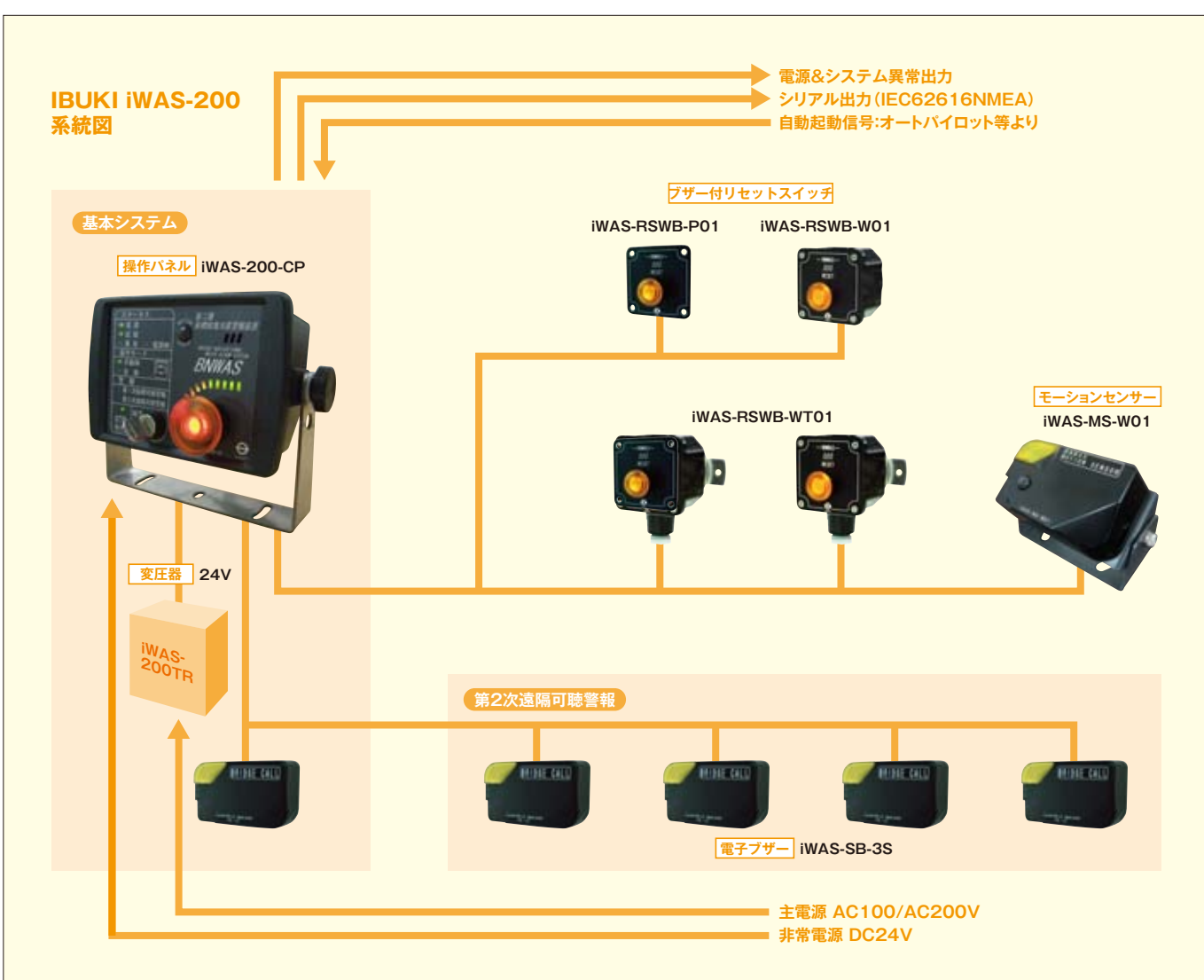
ワッチアラームシステム iWAS-200

Bridge Navigational Watch Alarm System iWAS-200

型式承認番号
第5051号 / JG (日本国土交通省)

多彩な周辺機器と使いやすさで航行の安全を強力にバックアップします。

IBUKI第二種船橋航海当直警報装置(BNWAS)は国土交通省型式承認基準に準拠して開発された製品です。警報装置の総合メーカー、IBUKIが長年の経験を生かし、すべての機器を自社開発しました。操作パネルは設定機能、リセット機能、モーションセンサを備えたオールインワンタイプで、設置工事を容易に行うことができます。

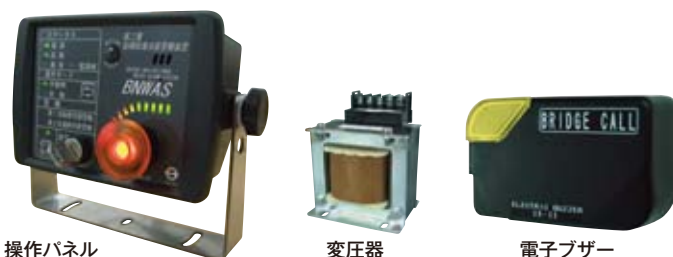


操作パネル



iWAS-200 構成機器

基本システム iWAS-200-CP 操作パネル / iWAS-200-TR 変圧器 / iWAS-SB-3S 電子ブザー (第2次遠隔可聴警報用) 各1個



操作パネル

電源電圧	主電源	AC100 / 220V 1φ
	非常電源	DC24V
消費電力	最大 30VA	
プザー接続数	最大 5個	
外形寸法 / 質量	W176×H135×D95 0.6kg	

電子ブザー iWAS-SB-3S



電源	DC24V 0.04A
音圧	85dB / 1m以上
保護等級	IP2X
外形寸法	W90×H55×D30
質量	0.1kg

リセットスイッチ(プザー付) iWAS-RSWB-P01 **パネル式**



電源	DC24V 0.04A
音圧	80dB / 1m以上
保護等級	IP22
外形寸法	W82×H82×D77
質量	0.1kg

リセットスイッチ(プザー付) iWAS-RSWB-W01 **壁掛型**



電源	DC24V 0.04A
音圧	80dB / 1m以上
保護等級	IP22
外形寸法	W82×H82×D84
質量	0.5kg

リセットスイッチ(プザー付) iWAS-RSWB-WT01 **防水壁掛型**



電源	DC24V 0.04A
音圧	80dB / 1m以上
保護等級	IP56
外形寸法	W120×H111×D100
質量	0.5kg

モーションセンサ iWAS-MS-W01



電源	DC24V 0.02A
検出距離	MAX 5m
保護等級	IP2X
外形寸法	W100×H55×D85
質量	0.5kg

船橋航海当直警報装置(BNWAS) SOLAS条約の改正要件で、搭載が義務化

- 対象船舶** 旅客船(全船)及び150総トン以上の貨物船
- 適用日** 2011年7月1日以降の建造船→新造時
2011年7月1日以前の建造で
(a) 旅客船及び3000総トン以上の貨物船→2012年7月1日以降の最初の検査時
(b) 500~3000総トン未満の貨物船→2013年7月1日以降の最初の検査時
(c) 150~500総トン未満の貨物船→2014年7月1日以降の最初の検査時

第一種船橋航海当直警報装置iWAS-100 第二種船橋航海当直警報装置iWAS-200又は第一種

新造船	2011年7月1日以降に建造		20トン	150トン	500トン	3,000トン	(総トン数)
	国際航海に従事する船舶	旅客船					
	旅客船以外						
国際航海に従事しない船舶	旅客船						
	旅客船以外						
現存船	2011年7月1日以前に建造 2011年7月1日以降にBNWASを装備		20トン	150トン	500トン	3,000トン	(総トン数)
	国際航海に従事する船舶	旅客船					
	旅客船以外						
国際航海に従事しない船舶	旅客船						
	旅客船以外						
現存船	2011年7月1日以前に建造 2011年7月1日以前にBNWASを装備		20トン	150トン	500トン	3,000トン	(総トン数)
	国際航海に従事する船舶	旅客船					
	旅客船以外						
国際航海に従事しない船舶	旅客船						
	旅客船以外						

リセットスイッチ及び電子ブザー設置要領

1. リセットスイッチの配置(第一種・第二種共通)

- リセットスイッチ1個を操舵室のコンジヨ位置付近に設けること。当リセットスイッチの替わりに操作パネルを設置してもよい。また、航海、操船及び監視作業を安全に且つ効率的に行うためのワークステーションが設けられている場合は、複数個のリセットスイッチを設けても差し支えない。
- 船橋両ウイングに防水リセットスイッチ(iWAS-RSWB-WT01)を設ける。操舵室内のリセットスイッチが船橋ウイングから容易に近づける場所に装備されている場合、省略することができる。ただし、船橋ウイングより操舵室内リセットスイッチのフリッカーの視認、可聴警報の聴取が可能な場合に限る。

2. 第2次遠隔可聴警報の配置(第一種・第二種共通)

第2次遠隔可聴警報用の電子ブザー(iWAS-SB-3S)は船長室及び航海士居室に設ける。

※当該設置要領は一般的な船舶を対象としたもので、あくまでも設置の目安としてください。船舶によって固有の条件等がありますので、最終的な確認は検査を行う主管庁又は船級協会にお問い合わせください。

3. 第3次遠隔可聴警報の配置(第一種のみ)

第3次遠隔可聴警報用の電子ブザー(iWAS-SB-3S)は適正な行動の取れる他の乗務員がいる場所に設置する。例えば士官食堂、サロン、娯楽室、事務室等。

※当該設置要領は一般的な船舶を対象としたもので、あくまでも設置の目安としてください。船舶によって固有の条件等がありますので、最終的な確認は検査を行う主管庁又は船級協会にお問い合わせください。

iWAS-100用推奨電線

電源線	主電源	AC100 / AC220V	DPYC1.5
	非常電源	DC24V	DPYC2.5
リセットスイッチ	MPYC-7		
モーションセンサ	MPYC-7		
電子ブザー配線	電源は操作パネルより供給	MPYC-4	電子ブザー接続数10個以内の場合
シリアル通信出力	TTYC-1		

※推奨電線は1系統当たりの総配線距離100m以下を想定して選定しています。あくまでも目安としてお考えいただき、実際に使用される条件等を考慮して選定してください。

iWAS-200用推奨電線

電源線	主電源	AC100 / AC220V	MPYC-2
	非常電源	DC24V	MPYC-2
リセットスイッチ	MPYC-7		
モーションセンサ	MPYC-7		
電子ブザー配線	電源は操作パネルより供給	MPYC-2	
シリアル通信出力	TTYC-1		

※推奨電線は1系統当たりの総配線距離100m以下を想定して選定しています。あくまでも目安としてお考えいただき、実際に使用される条件等を考慮して選定してください。